

介護保険改定QAより 【通所介護】

- * 参考資料 介護保険最新情報 QA 3月19/26/29 4月9/15/21/26 6月9
- * 泉佐野市田尻町介護事業所連絡会より広域福祉課へのQA内容含む。

南大阪介護事業所連盟

人員配置基準における両立支援

■ 「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、同等の資質を有する**複数の非常勤職員**を常勤換算することで、人員配置基準を**満たす**ことを認めるとあるが、「**同等の資質を有する**」かについてどのように判断するのか。

- 育児・介護の**短時間勤務制度**、男女雇用機会均等法の母性健康管理措置としての**勤務時間の短縮等**を利用する場合について、**30時間以上**の勤務で、**常勤扱い**とする。**常勤換算上 1**と扱う。

人員配置基準における両立支援 続き

- 「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、**勤続年数**や**所定の研修の修了**など各施設**基準**や加算の**算定要件**として定められた資質を満たすことである。

認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法

① 医師の判定結果 又は 主治医意見書

- ・ 複数の判定がある場合は一番新しい判定



② 認定調査票

- * 介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて 認知症高齢者の日常生活自立度の情報を共有する

小規模事業所の虐待防止委員会 及び 研修の定期開催について

委員会・研修について

- ・ 定期的な実施が**必要**
- ・ 小規模事業所は積極的に**外部機関等**を活用。

委員会開催方法

- ① 法人内の**複数事業所**による合同開催
- ② 感染症対策委員会等 他委員会との**合同開催**
- ③ **関係機関等の協力**を得て開催

小規模事業所の虐待防止委員会 及び 研修の定期開催について

研修の定期的実施

- ① 法人内の複数事業所や他委員会との合同開催
- ② 都道府県や市町村等が実施する研修会へ参加
- ③ 複数の小規模事業所による外部講師を活用した
合同開催等。

認知症介護基礎研修の義務づけについて

義務づけの対象外

- ・ 養成施設 : 卒業証明書及び履修科目証明書の確認
- ・ 福祉系高校 : 卒業証明書
- ・ 認知症介護【実践者・リーダー・指導者】研修の修了者
- ・ 人員基準上 従業員として算定されない者
- ・ 直接介護に携わる可能性のない者

認知症介護基礎研修の義務づけについて

義務づけになる者

- ・ 認知症サポーター等養成講座の修了者
- ・ 外国人介護職員
(EPA介護福祉士・在留資格介護等の有資格者を除く)

* 技能実習生の場合

- ・ 技能実習計画には記載する必要はない
- ・ 入国後講習中の受講不可
- ・ 感染症対策のための入国後 14日間の自宅等待機期間中は
雇用関係があれば オンライン研修のみ可

教材について : N4レベルを基準とした教材を作成 (R3年中)

運営規程について

■ 令和3年度改定において、運営基準等で経過措置期間を定め、介護サービス事業所等に義務づけられたものがあるが、これらについて運営規程においてはどのように扱うのか。

- 変更がある場合は都道府県知事又は市町村長に届け出ることとされているが、介護サービス事業所等に対し義務づけられたもののうち、経過措置が定められているものについては、当該期間においては、都道府県知事等に届け出ることまで求めるものではない。
- 経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意する。

令和3年9月30日までの上乗せ分について

■ 令和3年9月30日までの上乗せ分については、どのように算定するのか。

- 各サービスの月の基本報酬に、0.1%上乗せすることとしているが、請求に当たっては、上乗せ分のコードをあわせて入力することが必要、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」（令和3年3月31日付厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）「Ⅲ－資料3 介護給付費明細書及び給付管理票記載例」の記載方法を参考に対応されたい。

居宅療養管理指導、栄養アセスメント加算、栄養改善加算、栄養管理体制加算
について

■ 栄養マネジメント強化加算を算定せず 介護保険施設に常勤の
管理栄養士が **1名**いる場合の兼務について

- 介護保険施設で 人員基準上置くべき員数である管理栄養士
については、**兼務不可**。
- 人員基準がない場合は**可**（入所者の処遇に支障がない場合）

科学的介護推進体制加算・自立支援促進加算・褥瘡マネジメント加算・排せつ支援加算・栄養マネジメント強化加算について

■ 情報を提出できないやむを得ない場合とは

- ・ 提出月に利用者が入院
- ・ システムトラブルで提出できない
- ・ 全身状態の悪化等で必須項目の一部情報が提出できない場合
算定は可能

* 情報の提出が困難であった場合
理由を介護記録等に**明記しておく**ことが必要

L I F E に提出する情報について

■ 個人情報提出についての利用者同意について

- ・ 必要なし

■ 加算算定の同意が取れない利用者がある場合

- ・ 当該利用者を含む原則全ての利用者に係る情報を提出すれば
同意を得られた利用者の算定は可能

3%加算及び規模区分の特例について

■ 3%加算算定の届出は年度内に1度しか行うことができないのか

- 1度3%加算を終了した場合

別の感染症や災害を事由とする場合にのみ、再度3%加算を算定することが可能。

■ 3%加算や規模区分の特例が**終了**について

- 厚生労働省にて終期を検討することとしており、追って**事務連絡**により示される。

3%加算及び規模区分の**特例**について

■ 感染症の影響と想定される利用延人員数の減少が一定以上生じている場合にあっては、減少の具体的な理由は問わないのか。

- ・ 事務連絡によりお知らせした感染症又は災害については、利用延人員数の減少が生じた**具体的な理由は問わず**

■ 都道府県等からの休業の要請を受けた事業所は、休業要請に従って休業した期間を、「正月等の特別な期間」として**取り扱うことはできるか。**

- ・ 休業の要請に従って休業した期間や、自主的に休業した期間を「正月等の特別な期間」として**取り扱うことはできない。**

3%加算及び規模区分の**特例**について

- 加算算定終了の前月に、利用延人員数が5%以上減少している場合、加算算定の延長を希望する理由を添えて、加算算定延長の届出を行うこととなっているが、**どのような理由**があげられている場合に加算算定延長を認めることとすればよいのか
- ・ 通所介護事業所等から、利用延人員数の減少に対応するための**経営改善に時間を要すること等の理由**が提示された場合においては、加算算定の延長を認めることとして差し支えない。

3%加算及び規模区分の**特例**について

■ 1月当たりの**平均利用延人員数**を算定するにあたっては、第12報における取扱いの**適用後の報酬区分**ではなく、**実際**に提供したサービス時間の**報酬区分**に基づき行うのか。

- **実際に提供したサービス時間**の報酬区分に基づき行う。

■ 特例を適用する場合、通所介護事業所等を利用する**全ての**利用者に対し適用する必要があるのか。

- 通所介護事業所等を利用する**全ての利用者**に対し**適用**することが**適当**である。

3%加算及び規模区分の**特例**について

■ 感染症の影響による他の事業所の休業やサービス縮小等で、利用者を**臨時的に受け入れた**結果、利用者数が増加した事業所は、各月の利用延人員数及び前年度1月当たりの平均利用延人員数の算定にあたり、やむを得ない理由により受け入れた利用者について、その利用者を明確に区分した上で、**平均利用延人員数に含まない**こととしても差し支えないか。

- ・ 差し支えない。事業所の休業やサービス縮小等が終了後 受け入れを行った利用者が事業所を利用し続けている場合、平均利用延人員数に**含める**こととする。

3%加算及び規模区分の**特例**について

■ 通所介護事業所等において利用者又はその家族への**説明や同意**の取得を行う必要はあるか。

- 通所介護事業所等が利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う**必要はない**。
- **介護支援専門員**が居宅サービス計画の原案の内容（サービス内容、サービス単位／金額等）を利用者又はその家族に**説明し同意**を得ることは**必要**である。

サービス提供の所要時間と所要時間区分の考え方

■ 各所要時間区分の通所サービス費を請求するにあたり、サービス提供時間の最低限の所要時間はあるのか。

- 所要時間による区分は現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置づけられた通所サービスを行うための標準的な時間

サービス提供の所要時間と所要時間区分の考え方

■ 1人の利用者に、**7時間**の通所介護に続いて**5時間**の通所介護を行った場合 それぞれ通所介護費を算定できるのか

- それぞれのプログラムが、**単位ごとに効果的に実施されている場合**それぞれの単位について算定できる。
- **1日**につき算定する**加算項目は1回限り**算定できる。
- 単に日中の通所介護の**延長**として夕方に通所介護を行う場合通算時間は**12時間**とし **8時間以上9時間未満**で算定 9時間から12時間までは**延長加算**を算定（または延長サービスに係る利用料として徴収）する。

サービス提供時間を**短縮した場合**の所要時間区分の考え方

そのまま取れる場合

8 - 9 時間の利用者が体調不良等で 7 時間 3 0 分でサービスを中止した場合

大きく短縮した場合は短縮した時間で算定

- ・ 定期検診などのために当日に併設保険医療機関を受診した場合
- ・ 当日の希望により 3 時間程度の入浴のみサービスを行った場合
- ・ 当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したため 2 時間程度でサービス提供を中止した場合（1 時間程度の場合**算定不可**）

延長加算について

■ 所要時間が8時間未満の場合は延長加算を算定できるか。

- 所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行った後に算定するものであることから、**算定できない**。

■ サービス提供時間の終了後から延長加算に係るサービスが始まるまでの間はどのような人員配置が必要か。

- 事業所の実情に応じて**適当数の人員**を配置していれば差し支えないが、安全体制の確保に留意すること。

延長サービスに係る利用料

■ 延長サービスに係る利用料はどのような場合に徴収できるのか。

- サービスが9時間未満である場合の延長サービスや14時間以上の延長サービスについて徴収できる。
- 14時間未満である場合において行われる延長サービスについて 延長加算にかえて徴収することができる。
- 同一時間帯について延長加算に加えて利用料を上乗せして徴収することはできない。

送迎減算について

■ 訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合
介護報酬はどのように算定すればよいか。

- 特別な事情のない限り 別途訪問介護費として算定することはできない。
- 居宅から病院等を経由して通所事業所へ行く場合や、通所事業所から病院等を経由して居宅へ帰る場合等 一定の条件下で算定することができる。
- 訪問介護員等により送迎が行われる場合 送迎を実施していないため 送迎減算が適用される

送迎減算について

■ A事業所の利用者を B事業所の従業員が居宅とA事業所との間送迎を行った場合 送迎減算は適用されるのか。

- 適用される。ただし B事業所の従業員がA事業所と雇用契約を締結している場合は 適用されない。

■ A事業所の利用者で A事業所が送迎業務を委託した事業者により 送迎が行われた場合 送迎減算は適用されるのか。

- 送迎業務について第三者へ委託等を行うことも可能。送迎に係る業務が委託され 受託した事業者により 利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は 送迎減算は適用されない。

栄養改善加算・口腔機能向上加算について

■ 通所介護と通所リハビリテーション事業所を同時に利用している場合 それぞれの事業所で算定できるのか

- ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものと認識しており それぞれの事業所での算定は基本的には想定されない。

A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について

■ L I F E を用いた Barthel Index の提出は、**合計値**でよいのか。

- ・ 令和3年度に算定する場合はOK
- ・ 令和4年度以降に算定の場合は項目毎の値を提出

■ 評価対象利用期間が**6月**を超えるとは？

- ・ 6月以上のサービスを提供している場合 途中で休んでいる月があっても**トータル6月以上**利用していれば評価対象者に含まれる。

A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について

- 令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は。

令和3年度に算定

- ① 算定を開始しようとする月の**前月**までにA D L 維持等加算の届け出（ありに）
- ② 加算算定月の月末までにLIFEでADL利得の基準を満たすか確認
- ③ 加算の請求届出を行う

A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について

- 令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は。

令和4年度に算定

- ① 算定を開始しようとする月の**前年同月**にA D L 維持等加算の届け出（ありに）
- ② 加算算定月の月末までにLIFEでADL利得の基準を満たすか確認
- ③ 加算の請求届出を行う

A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について

■ 評価対象期間について

以前

評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価

改正後

評価対象利用開始月の**翌月**から起算して6月目の値で評価

■ 測定者について

- ・ 令和3年度以降のA D L値は、一定の研修を受けた者が測定する

A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について

■ A D L 評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行うとあるが、「**一定の研修**」とはなにか。

- 様々な主体によって実施される **B I の測定方法に係る研修**を受講すること。
- 厚生労働省において作成予定の B I に関する **マニュアル**及び B I の測定についての **動画等**を用いて、 B I の測定方法を **学習**する。

A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について

■ 令和3年度にA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合においても、A D L 値の測定時期は改定後の基準に従うのか？

- ・ 令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L 値を、評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したA D L 値を持って代替することとして差し支えない。

■ 要支援から要介護になった方の評価期間は

- ・ 要介護になった初月が評価対象利用開始月となる

生活相談員及び介護職員の配置基準について

- 営業日ごと又は単位ごとに常勤職員を配置する必要があるのか
 - ・ 配置する必要はない。事業所として常勤の生活相談員又は介護職員を1名以上確保していれば足りる。

■ 看護職員と機能訓練指導員の兼務

- 配置時間に関する規定はないことから、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、機能訓練指導員として勤務することは差し支えない。

■ 管理者と機能訓練指導員の兼務

- 指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事することが可能

(地域密着型) 通所介護と第一号通所事業の一体的実施

■ (地域密着型) 通所介護と第一号通所事業を一体的に行う事業所の利用定員の定め方について

利用定員を超える場合についての取り扱いは。

- (地域密着型) 通所介護の利用者と第一号通所事業の利用者との**合算**により利用定員を定める。
- 利用定員超えた場合 通所介護事業と第一号通所事業**それぞれに**ついて**定員超過減算**が適用される。

個別機能訓練加算(Ⅰ)イの人員配置要件

- 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することとなっているが具体的な**配置時間の定め**はあるか。
 - 具体的な**配置時間の定めはない**が、計画策定に要する時間、訓練時間、効果を評価する時間等を踏まえて配置する。
 - 常勤・非常勤の別は**問わない**。

個別機能訓練加算(Ⅰ)口の人員配置要件

- 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているため、**合計で2名以上の理学療法士等を配置する必要**があるのか。

- **必要がある。**

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及びロの人員配置要件

- 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名しか確保できない日がある場合、当該日は個別機能訓練加算(Ⅰ)ロに代えて個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定してもよいか

- ・ **差し支えない。**

営業日ごとの理学療法士等の配置体制について、利用者にあらかじめ説明しておく必要がある。

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及びロの人員配置要件

- 個別機能訓練計画作成にあたり、利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認等を行うこととなっているが、訪問している時間について、**確保すべき勤務延時間数**に含めることとしてもよいか。

- ・ 機能訓練指導員 個別機能訓練の実施に支障がない範囲においては、配置されているものとみなす。
- ・ 生活相談員 確保すべき勤務延時間数に含めることができる。
- ・ 介護職員 確保すべき勤務延時間数に含めることが**できない**。
- ・ 看護職員 利用者の居宅を訪問している時間帯を通じて同加算を算定する事業所と適切な連携を図る必要がある。

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及びロの人員配置要件

■ 機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により確保してもよいか。

- ・ 算定する事業所に理学療法士等を配置する必要があることから、事業所以外の機関との連携により確保することは認められない。

■ 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロは 合計で2名以上の理学療法士等を配置している時間帯において個別機能訓練を実施した利用者に対してのみ算定することができるのか。

- ・ 2名以上配置した時間帯に訓練を実施した利用者には算定できる。

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及びロの人員配置要件

■ 第一号通所事業と一体的に運営される通所介護において、個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロを算定するために配置された機能訓練指導員が、第一号通所事業の運動器機能向上加算を算定するために配置された機能訓練指導員を**兼務**できるのか。

- 通所介護の個別機能訓練の提供及び第一号通所事業の運動器機能向上サービスの提供、それぞれに**支障のない範囲で兼務することが可能。**

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及びロの人員配置要件

- 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所）において配置が義務づけられている機能訓練指導員に**加えて**、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を**配置する必要がある**のか。

- ・ 指定基準により配置された機能訓練指導員でもって 個別機能訓練加算(Ⅰ)イロの配置要件である「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置」を満たすものとして**差し支えない**。

看護職員が専ら機能訓練指導員を兼務した場合の
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロの算定

■ 通所介護（地域密着型通所介護）事業所に配置が義務づけられている看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねることは可能か。

- ・ 看護職員としての業務に従事していない時間帯において 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等として勤務することは差し支えない。

管理者が機能訓練指導員を兼務した場合

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロの算定

■ 指定通所介護（指定地域密着型通所介護）事業所に配置が義務づけられている管理者がこれを兼ねることは可能か。

- 管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねることにより、同基準を満たすことはできない。

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロと中重度者ケア体制加算を併算定する場合の取扱い

■ 中重度者ケア体制加算を算定する場合に配置が必要となる看護職員が機能訓練指導員を兼ねることは可能か。

- ・ 中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置
 - 1 配置が必要な看護職員又は看護職員の数に加え 看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
 - 2 時間帯を通じて、専ら当該通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロと中重度者ケア体制加算を併算定する場合の取扱い【続き】

- 1により配置された看護職員にあっては、中重度者ケア体制加算の看護職員としての業務に従事していない時間帯は個別機能訓練加算の「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。
- 2により配置された看護職員は、同一営業日において「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することはできない。

宿泊サービスを長期に利用している者に係る 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロの算定

■ 計画作成時、居宅を訪問し、生活状況の確認等を行うこととなっているが **通所介護等事業所**において、**長期**にわたり、「宿泊サービス」を利用している利用者は、どのように対応すればよいか。

- **居宅で生活していない利用者**に対して、同加算を算定することは基本的には**想定されない**。
- 居宅生活を再開する予定の利用者について、生活再開に向けた個別機能訓練を実施する等の場合にあっては、同加算の算定も**想定されうる**。

曜日により個別機能訓練加算(Ⅰ)イとロの算定が異なる場合

- 曜日によって個別機能訓練加算(Ⅰ)イとロの算定が異なる事業所の場合 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」等はどのように記載すればいいのか。

- 「加算Ⅰロ」と記載する。

「加算Ⅰロ」と記載した場合であっても、個別機能訓練加算(Ⅰ)イの算定に必要な人員配置要件のみを満たしている曜日においては、個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定することは可能である。

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロの個別機能訓練計画の作成

- 令和3年3月まで 個別機能訓練加算(Ⅰ)や(Ⅱ)を算定している利用者について、個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロを算定するにあたり、**再度**、利用者の居宅での生活状況の確認等を行い、多職種協働で**個別機能訓練計画**を**作成**する必要があるのか。

- ・ 加算創設の目的が異なることから、令和3年3月までの個別機能訓練加算(Ⅰ)や(Ⅱ)を算定していた利用者については、個別機能訓練計画の**見直し**を行う**必要がある**。
- ・ 直近の利用者の居宅での生活状況が把握できている場合は、必ずしも利用者の居宅を**訪問**する**必要はない**。

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及びロの訓練項目

■ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及びロにおいては、個別機能訓練の実施にあたり どのくらいの種類の訓練項目を準備しておくことが必要なのか。

- ・ 訓練項目の**種類が少なくても**、目的に沿った効果が期待できるときは、同加算の**算定要件を満たす**。

■ 類似する訓練項目を準備した場合でも、複数の種類の訓練項目と認められるのか。

- ・ 訓練項目が**類似している**ことをもって、同加算の算定要件を満たさないものとは**ならない**。取組み及び実態等を総合的に勘案して判断される。

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及びロの訓練項目

■ 機能訓練時間について、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定することとなっているが、**具体的な目安**はあるのか。

- ・ 訓練の目的・趣旨を損なうような**著しく短時間の訓練は好ましくない**。なお、訓練時間については、利用者の状態の変化や目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・変更されるべきものである。

通所介護 等 入浴介助加算(II)

■ 利用者が居宅において利用者自身又は家族等の介助により入浴できるようになることを目的とするが、この場合の「居宅」とはどのような場所が想定されるのか。

- ・ 自宅/高齢者住宅（共同の浴室を含む）/親族の自宅
 - ・ 浴室が自宅にない等の利用者の場合
- ① 事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等が利用者の動作を評価する。
 - ② 自立して入浴することができるよう必要な設備（福祉用具等）を備える。

通所介護 等 入浴介助加算(II)

- ③ 機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状態や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。
- * 通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。
- ④ 個別の入浴計画に基づき、事業所において、入浴介助を行う。
- ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。

通所介護 等 入浴介助加算(II)

- 算定にあたって利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価する事は定期的に行う必要があるのか。
- 利用者の身体状況や居宅の浴室の環境に変化が認められた場合に再評価や個別の入浴計画の見直しを行うこととする。

通所介護 等 入浴介助加算(II)

■ 個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行うこととなっているが、具体的にどのような介助を想定しているのか。

- ・ 入浴に係る一連の動作のうち、利用者が自身の身体機能のみを活用し行うことができる動作については、引き続き実施できるよう見守りの援助を、介助を行う必要がある動作については、利用者の状態に応じた身体介助を行う。
- ・ 利用者の尊厳の保持に配慮し、その状態に応じ、利用者自身で又は家族等の介助により入浴ができるようになるよう、常日頃から必要な介護技術の習得に努める

通所介護 等 入浴介助加算(II)

■ 個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境（手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したものの）にて、入浴介助を行うこととなっているが、**大浴槽に福祉用具等を設置すること**等により利用者の居宅の浴室の状況に近い環境を再現することとしても差し支えないのか。

- 利用者の居宅の浴室の手すりの位置や浴槽の深さ・高さ等にあわせて、**可動式手すり、浴槽内台、すのこ等**を**設置**することにより、利用者の居宅の浴室の状況に**近い環境が再現**されていれば、差し支えない。

通所介護 等 入浴介助加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)

■ 同一事業所において、入浴介助加算(Ⅰ)を算定する者と入浴介助加算(Ⅱ)を算定する者が混在しても差し支えないか。

- ・ 差し支えない。

■ 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」等はどのように記載すればよいか。

- ・ 「加算Ⅱ」と記載することとする。
- ・ 「加算Ⅱ」と記載した場合であっても、入浴介助加算(Ⅰ)を算定することは可能。

通所介護 等 栄養アセスメント加算について

- 利用者が、複数の通所事業所等を利用している場合、栄養アセスメント加算の算定事業者はどのように判断するのか。
 - ・ サービス担当者会議等で、利用者が利用している各種サービスと栄養状態との関連性や実施時間の実績、利用者又は家族の希望等も踏まえて検討した上で 介護支援専門員が事業所間の調整を行い、決定する。
 - ・ 原則、当該事業所が継続的に栄養アセスメントを実施すること。

通所介護 等 科学的介護推進体制加算について

■ サービス利用中に利用者の死亡により、当該サービスの利用が終了した場合、情報提出の取扱い如何。

- 死亡した月における情報を、サービス利用終了時の情報として提出する必要はあるが、死亡により、把握できない項目があった場合、把握できた項目のみの提出でも差し支えない。

訪問介護・通所介護 等 認知症専門ケア加算

■ 「認知症介護に係る専門的な研修」や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、**認知症看護に係る適切な研修**とは、どのようなものがあるか。

- ① 日本看護協会認定看護師教育課程「**認知症看護**」の研修
- ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「**老人看護**」及び「**精神看護**」の専門看護師教育課程
- ③ 日本精神科看護協会が認定している「**精神科認定看護師**」
*ただし、③については**認定証が発行**されている者に**限る**。

泉佐野市田尻町デイ連絡会より広域福祉課へのQAより 入浴介助加算Ⅱについて

■ 本人及び家族が家での入浴を望んではいないが 事業所として入浴できるよう練習していくということでの算定は可能か？

- ・ 利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになることを目的としている。入浴介助加算Ⅱの目的が居宅サービス計画の目標となり **同意していない** のであれば **算定はできない**。

■ 計画書の様式はありませんか？

- ・ 計画書の様式は定められていません。

泉佐野市田尻町ケアマネ・デイ連絡会より広域福祉課へのQAより 署名・捺印の見直し、電磁的記録の保存等について

■ どの書類が、署名・押印なしでOKなのか。【通所介護】

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第217条第2項（密着の条数は違います）、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（密着の通知名は違います）「第5雑則」（2）により、**書面で行うことが規定**されているもの又は**想定される交付等**（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するもの）についての**書類**としている。

泉佐野市田尻町ケアマネ・デイ連絡会より広域福祉課へのQAより 署名・捺印の見直し、電磁的記録の保存等について

■ 代替手段とは、どのような事が認められるのか。

- 例示として「同意」に関しては、電子メールによる意思表示等が記載されている。
- 「締結」に関しては、契約関係を明確にするために電子署名を活用することが望ましいとしている。
- 「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

泉佐野市田尻町ケアマネ・デイ連絡会より広域福祉課へのQAより 署名・捺印の見直し、電磁的記録の保存等について

■ 代替手段の明示とは、どこにどのように行うのか。

- 代替手段の明示とは、前2枚スライドにある省令改正のことである。

■ 【ケアマネ連絡会】 各種の計画書の説明を行い同意を得たことを支援経過などに日付とともに記せば説明同意を行った証明となるのか。

- 支援経過のみでは利用者及び家族の意思表示等の記録が残らないため、電子メール等での記録を合わせて残してください。

泉佐野市田尻町ケアマネ・デイ連絡会より広域福祉課へのQAより
署名・捺印の見直し、電磁的記録の保存等について

- なお各サービスの**重要事項の説明**、**同意**に関する解釈通知の部分には「当該同意については、利用者及び各サービス事業者双方の保護の立場から**書面**によって**確認**することが**望ましい**」を記載されていることに留意してください。

泉佐野市田尻町デイ連絡会より広域福祉課へのQAより
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護において介護支援専門員である計画作成担当者の配置について

- ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。(省令改正)とありますが、3月までは1ユニットの計画作成時間を8h×2日の16時間/週の配置としていましたが、2ユニットで介護支援専門員を配置する場合8h×4日の32h/週の配置で良いのか。

- ・ 現在当広域管内では、計画作成担当者の配置時間に「○時間以上の配置」の設定はないため、計画に関する一連の業務を行う上で必要となる時間数の配置を行えば良い。

泉佐野市田尻町デイ連絡会より広域福祉課へのQAより 訪問リハ、通所リハの短期集中リハ加算について

- **短期集中リハ**の要件でリハマネ加算の算定とあるが、今回の改定で省くとされています。**リハマネ加算を算定していなくても短期集中リハを算定できる**ということが良いのか。(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について P24、61)

- ・ そのとおり。

泉佐野市田尻町デイ連絡会より広域福祉課へのQAより
「科学的介護推進体制加算」について

■ 入力が6か月毎ということですが、入力月以外の5カ月間も加算（デイ40単位／月）を算定していいのか。

- 当該加算については、情報を提出（入力）だけが要件ではなく、PDCAサイクルによる質の高いサービスを実施する体制構築、その更なる向上に努めることが重要となっており、具体的な一連の取組が要件となっている。この算定要件を満たしていれば、毎月の算定を行うことができる。

泉佐野市田尻町デイ連絡会より広域福祉課へのQAより 小規模 同一建物減算について

■ 『同一建物減算の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、**減算の適用前**（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）の単位数を用いること』となっています。減算額を架空に**プラス**した額で**給付管理**をすればいいのか。

- ・ 介護保険最新情報Vol947 参照 **給付管理単位数**は、**減算適用前**（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）の**単位数**とする。

泉佐野市田尻町ケアマネ連絡会より広域福祉課へのQAより
区分支給限度基準額の管理について

- 通所介護の大規模事業所を位置づけした場合の通常規模での区分支給限度基準額の管理について オーバーしている場合の実費額は大規模での単位数で良いのか？
この場合オーバーしている部分へ特例3%の適用はするのか？

- ・ 介護保険最新情報Vol947（例2、例3）参照
- ・ 基本報酬に**3%加算**されるものであるため、その単位数を超える場合は、その部分への加算も**適用される**ことになる。

泉佐野市田尻町ケアマネ連絡会より広域福祉課へのQAより 区分支給限度基準額の管理について

通所介護等の区分支給限度基準額に係る給付管理の特例的な取扱い

- 通所介護、通所リハビリテーションの大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理については、通常規模型を利用する者との公平性の観点から、通常規模型の単位数を用いることとする。
- 具体的には、以下のとおりとする。
 - ① 区分支給限度基準額管理の対象外の算定項目を除き、**総単位数**を計算する。
 - ② 基本報酬について、通常規模型にて計算した場合の単位数に**置き換えた上**で、区分支給限度基準額管理の対象外の算定項目を除き、**総単位数**を計算する。
 - ③ 区分支給限度基準額の管理においては、①の総単位数ではなく②の総単位数にて行う。

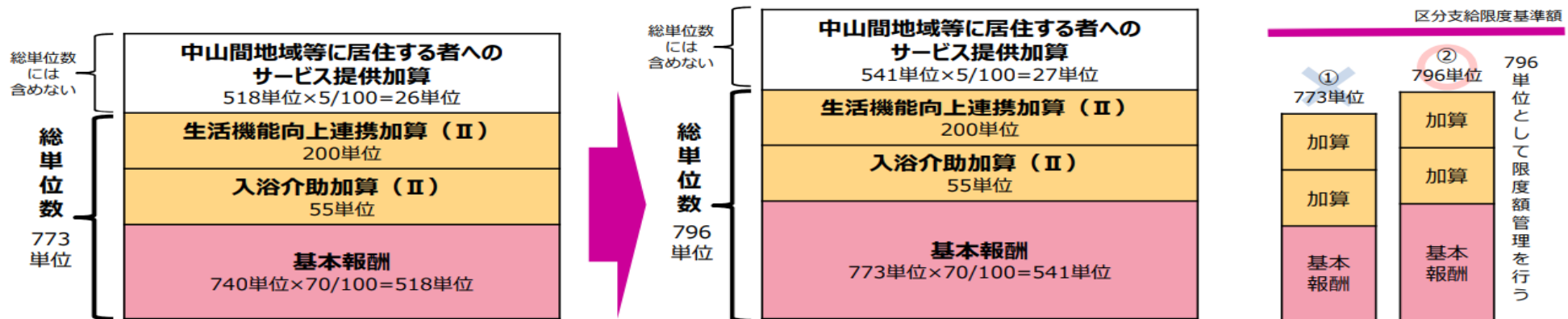
(例) 通所介護の場合

前提：大規模型通所介護費（Ⅰ）、要介護2、7時間以上8時間未満、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合であって、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、入浴介助加算（Ⅱ）、生活機能向上連携加算（Ⅱ）を算定している利用者

① 区分支給限度基準額管理対象外の算定項目を除き、総単位数を計算（この場合の総単位数は、773単位）

② 通常規模型にて計算した場合の単位数に置き換えた上で、区分支給限度基準額管理対象外の算定項目を除き、総単位数を計算（この場合の総単位数は、796単位）

③ 区分支給限度基準額の管理においては、②の総単位数にて行う



【参考】区分支給限度基準額管理の対象外の算定項目

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算